

議案第 96 号

伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例の制定について

伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例を次のとおり制定しようとする。

令和 3 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例

(設置)

第 1 条 本市が実施する事務事業(以下「事務事業」という。)の評価結果を審査するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊賀市行政事務事業評価審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事務事業の評価結果の審査に関すること。
- (2) 事務事業の評価方法に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事務事業の評価に関する事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市が設置する附属機関の委員
- (3) 市民からの公募による者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、第2条に定める所掌事項の遂行に当たり、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、デジタル自治推進局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。